

政府情報システムに係るネットワークの再編方針

〔2015年（平成27年）3月27日〕
各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

「世界最先端 IT 国家創造宣言工程表」（2013年（平成25年）6月14日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定。2014年（平成26年）6月24日改定。）に基づき、下記のとおり、政府情報システムに係るネットワークの再編方針を定める。

記

第1 政府情報システムに係るネットワークを巡る現状と課題

(1) 経緯

政府情報システムは、多岐にわたる行政活動を支え、行政運営の効率化や質の向上、国民生活の利便性の向上等を図る上で不可欠な基盤である。その情報システムを構成する重要な要素であり、政府内外の情報流通を司る情報通信ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、これまで主に情報システムごとに整備され、政策・施策の高度化や通信技術の向上等に応じて、それぞれにおいて、通信回線の高速化や新たな通信サービスの利活用等に取り組んできたところである。

政府内における情報システムの普及・利用拡大に伴い、全国各地の庁舎や情報システムを接続する通信回線も増加し、各府省内のネットワークが多重化・複雑化してきたことを背景に、政府は、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づく業務・システム最適化の取組を推進してきた。具体的には、府省間を結ぶネットワークを霞が関 WAN（平成24年度廃止）・政府共通ネットワーク（G-Net）に一本化するとともに、各府省の基幹的なネットワークである府省内 LAN システムについて一府省当たり一システムとすることを基本とし、メールシステムその他の基本システムの府省内統一化及び運用管理業務の集中化を図るほか、各情報システムを利用する職員のコンピュータ端末の共通化、各情報システムによる府省内 LAN その他の基盤となるネットワークの利用及び専用回線の廃止、インターネットの接続口の集約等、各府省内のネットワークの合理化に取り組んできた。

また、平成24年度末からは、政府共通ネットワーク（G-Net）を通信基盤とする政府共通プラットフォーム（PF）の運用を開始し、各府省別々に構築・運用している政府情報システムの統合・集約化による政府情報システムのクラウド化を進めているところである。

現在、政府情報システムに係るネットワークは、府省間及び各府省と政府共通プラットフォームを結ぶハブ・ネットワークである政府共通ネットワークに、それぞれの体系でプライベートネットワークを形成する各府省のネットワークが接続する構成であり、全国各地の6千超の庁舎等を多層的に結んでいる。

(2) 今後の動向と課題

政府情報システムについては、今後、政府共通プラットフォームへの統合・集約化を加速する等、クラウドの活用を図る流れにある。また、行政手続のオンライン利用の促進、社会保障・税番号制度の導入等による機密情報を含めた情報流通量の増加、画像・動画・ビッグデータといった多様で大容量の情報利活用等が見込まれる。さらに、国家公務員のワークスタイルを変革し、ワーク・ライフ・バランスを確保しつつ政府職員の生産性を従前以上に高めることが求められる中、公務の情報流通を司るネットワークは、国家公務員の働き方に柔軟性を与えるとともに、個々の職員がより活躍しやすい環境を提供する安定した基盤として機能することが求められる。このため、厳しい財政状況を踏まえた重複投資の回避やネットワークの整備・運用の更なる効率化とともに、通信の安定性・帯域の合理的な確保や情報セキュリティの強化、職務の基盤となるサービスに関する府省の枠を超えた共通化や利用環境の拡大といった課題に対応する必要がある。

(3) 現在の状況

政府情報システム及びネットワークを巡る上記の動向と課題を見据えつつ、政府における現在のネットワークの全体像を俯瞰すると次のような状況となっている。今後、政府情報システムが全体として上記の動向と課題に弾力的かつ適確に対応していくためには、各府省がそれぞれ独立した体系を形成する現下のネットワーク構成のあり方を見直し、政府全体の観点から新たなネットワーク体系への転換に向け、全府省が足並みを揃えてネットワークの再編に取り組むことが肝要である。

① 広域通信網・アクセス回線について

(1)のとおり、これまで、各府省内のネットワークの合理化に取り組んできたところであるが、政府全体を通じて、250超の広域通信網、約1万4千におよぶアクセス回線（庁舎等から広域通信網に接続する回線をいう。以下同じ。）及び約1千のインターネット接続回線が用いられており、アクセス回線が複数敷設されている庁舎が、全体の半数に当たる約3千におよんでいる。

② 回線種別・帯域量について

①の広域通信網及びアクセス回線のほか、2拠点間を結ぶ費用面で割高な傾向に

ある専用線が 500 弱利用されているところ、これらは情報システムが求める要件の範囲で、又は当該要件を見直すことにより、広域通信網の利用に切り替えることが考えられる。

また、帯域の利用実績については、アクセス回線（内閣官房及び総務省の調査で利用実績が把握できた帯域保証有りの約 2 千 2 百の回線に限る。）のうち約 4 割の回線で、通信のピーク時でも利用量が契約帯域の半分に満たない状況にある。

③ ネットワーク運用管理・情報セキュリティ対策について

ネットワークの運用管理及び情報セキュリティ対策は、政府共通ネットワークや各府省内 LAN システムをはじめネットワークを整備している各情報システムにおいてそれぞれ分散して行われており、運用管理の更なる効率化やインシデント分析等のセキュリティオペレーションの一元的かつ効果的な実現が困難な状況となっている。

④ IP アドレス体系・職員等利用者向けサービスについて

各府省のネットワークで用いられる IP アドレスは、政府横断的な体系の下で設定されている訳ではなく、また、各府省内 LAN システム等が提供しているメール、共有フォルダ等の職員等利用者に係る機能に関するサービス（以下「職員等利用者向けサービス」という。）も府省ごとに異なる。

このため、全国各地に 6 千近く存在する庁舎は、ネットワークへの接続拠点としてはそれぞれ府省ごとの利用に限定され、政府全体の観点からは利用環境に制限が生じている。また、府省をまたいだ人事異動の際は、メールアドレス、端末の操作性や利用に必要な知識、利用可能なサービスが変わり、政府職員の円滑な事務遂行及び能力発揮を妨げる要因になりかねない状況もなっており、国家公務員のワークスタイル変革に関する政府横断的な IT 施策の推進が容易ではない背景ともなっている。

第 2 目指すべき方向性

総務省及び各府省は、政府情報システムに係るネットワークの再編に当たり、第 1 に掲げる課題を認識し、それらに適切に対応できる新たな共通ネットワークの整備に向けて着実に取り組むこととし、以下の内容を目指すべき方向性として、その具体化に当たり技術的な実効性や費用対効果を確認しつつ、将来的な実現を図るものとする。

① 共用可能な広域通信網の整備

通信事業者が提供する仮想的な閉域網サービスを活用し、全府省及び全ての情報システムで共用可能な広域通信網を整備し、250 超存在している広域通信網の集約

を図る。整備に当たっては、アクセス回線を介して広域通信網に接続する各庁舎等に階層がない構成を基本とし、ネットワーク体系の合理化を図る。

② アクセス回線等の集約

広域通信網に接続するアクセス回線について、庁舎等ごとに重複する回線の集約を図るとともに、回線の契約帯域について、帯域利用の平準化及び総帯域量の合理化・弾力化を図る。

また、インターネット接続回線についても、情報セキュリティの観点に留意しつつ、政府全体での統廃合を検討し、可能な範囲で集約を図る。

③ 一元的な運用管理及び職員等利用者向けサービスの共通化

①及び②に併せて、ネットワークの運用管理業務（ネットワーク障害・セキュリティ監視、構成管理（IP アドレス管理等）、ネットワーク機器の保守等）を可能な範囲で一元的に実施することにより、運用の効率化及び情報セキュリティ対策の強化を図る。

また、ワークスタイルの変革や業務改革に資するよう、各府省がそれぞれ独自に提供している職員等利用者向けサービスについて共通化を図るとともに、その運用管理体制を統合・集約化し、政府共通プラットフォームを基盤とした全府省で共用するサービスとして一元的な運用管理を行う。

第3 新たな共通ネットワークの整備に向けた取組

第2に掲げる方向性の下、総務省及び各府省は、将来における新たな共通ネットワークの整備に向けて、以下のとおり取り組むものとする。

(1) 新たな共通ネットワークの構築及び運用に関する調査及び具体化

総務省は、各府省の情報システムにおける IP アドレス体系や府省内 LAN システムの運用管理に関する事項等を調査・整理するとともに、これと並行して、新たな共通ネットワークの構築及び運用のあり方について、ネットワークの構築・運用に係る専門家・有識者の知見の活用、情報提供要請（RFI）の実施及び各府省との十分な情報共有・調整等を通じ、その具体化の検討を技術的な実効性の確保、調達における柔軟性や競争性の確保及び費用対効果を勘案しつつ行うものとする。これらの結果を踏まえ、総務省は、平成 27 年度中に、政府内の IP アドレス体系並びに情報セキュリティを強化した新たな共通ネットワークの構築及び運用の具体的なあり方について将来方針を取りまとめる。

(2) 新たな共通ネットワークの提供サービスに関する調査及び具体化

総務省は、各府省内 LAN システム等が提供する職員等利用者向けサービスや全府省で共用する一元的なサービスへのニーズ等を調査し、その結果を踏まえ、平成 27 年度中に、新たな共通ネットワークにおいて政府一元的に提供するサービスの具体的なあり方について将来方針を取りまとめる。

(3) 新たな共通ネットワークへの円滑な移行に向けた事前対応

各府省は、自府省内の既存のネットワークについて、接続拠点に階層がない広域通信網で結ばれる新たな共通ネットワークへの移行を円滑に進めるため、平成 27 年度中に、次に掲げるネットワークの合理化に向けた取組事項について、(1)及び(2)の検討状況も踏まえつつ、可能な範囲で具体的に検討し、その結果を総務省が示す様式により取りまとめるものとする。

① 府省内におけるネットワークの統廃合

府省内 LAN システム（研修用 LAN 等の政府職員以外の者の利用に供する目的のものを除く。）が複数存在している場合は、自府省内の中核的な府省内 LAN システムへの統合を図る。それ以外の情報システムに係るネットワークについては、当該府省内 LAN その他の府省内の基幹的なネットワークの活用を図る。

② ネットワークに係る階層の簡素化

一定地域内の出先機関等を広域通信網で結び、さらに各地域の中核拠点と本省等を別の広域通信網で結んでいる場合等、一又は複数の情報システムに係るネットワークを全体として見たときに複層的な階層構造を有する場合は、接続拠点に階層がない構成となるようネットワークに係る階層の簡素化を図る。

③ 専用線から広域通信網への切替え

庁舎等の拠点間を接続する回線について、専用線のサービスを用いている場合は、その必要性和合理性を検証し、原則として広域通信網への切替えを図る。

④ 契約帯域の見直し

各回線について帯域の利用実績を把握するとともに、当該実績を踏まえ、合理的な水準となるよう契約帯域の見直しを図る。

(4) 基本計画の策定

(1)～(3)の取組を踏まえつつ、平成 28 年度早期に、新たな共通ネットワークの構築及び運用、新たな共通ネットワークにおける提供サービス並びに既存のネットワークの移行（IP アドレスの割振りに関する事項を含む。）に関する基本的なあり方や工

程を整理した基本計画を策定するものとする。また、当該計画の内容を踏まえて、新たな共通ネットワークの整備及び移行に向けた仕様の作成等を進めるほか、当該計画に基づく取組について、「政府情報システム改革ロードマップ」（平成 25 年 12 月 26 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成 27 年 3 月 4 日改定。）の改定に反映するものとする。